



市 章

大津市公報

平 成 24 年 3 月 23 日
号 外 (第 16 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 告 示**
- 51 町の区域及び名称の変更並びに字の廃止について..... 1
 - 52 住居表示を実施する区域等について..... 2
- 選挙管理委員会告示**
- 25 平成11年選挙管理委員会告示第12号（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における投票区について）の一部改正..... 2

告 示

大津市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、住居表示の実施に伴い、平成24年3月24日から、次のとおり町の区域及び名称を変更し、並びに当該町の区域に係る字を廃止するので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年3月23日

大津市長 越 直 美

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
伊香立向在地町	本谷	25、46、47、47の1、47の2、54から58まで、64から68まで、71、73から76まで	やまゆり 山百合の丘
	堂ノ下	78の2、82、83の1、83の3、83の4、84、85、85の1、85の2、86、87、91、91の1、92、93、96、97、111の5、112の3、113、114の2、115の7、129の3、130の2、131の3	
	大谷	136の1から136の7まで、143の1、143の2、144、145、147、149、150の1、150の2、151の1、151の2、152の1から152の3まで、153の1、153の2、153の5、154の1、154の2、155の1から155の4まで、156、163の1、163の2、167の1、169の1、169の3、170の1	
川原	171 171の1 } の10		
伊香立下在地町	中瀬谷	20の1、20の2、22、25から29まで、42の2、43、44の1から44の3まで、48から50まで	
	馬ノ瀬	53から59まで、61、63の2から63の4まで、64から68まで、68の1、71の2、73から78まで、79の2、80から82まで、83の2、84の2、85の2	
	持子	113の5、125の2、126、127の2、127の4、127の6、131の2	
	大沢	132から137まで、137の1、138、139の1、139の2、140から144まで	
	平田	170、171、172の2、173の2、174の2	

	元谷	485の2、486から493まで、494の2、498の3
	大谷	508の2、511の2、514の2、515の2から515の4まで、516の2から516の4まで、518の1から518の4まで、520の1から520の3まで、528の1、528の2、529の1、529の2、530の2から530の8まで
	唐崎	533の2、533の3、533の5から533の9まで、534の1、534の2、538の1、538の2、564の4、564の5、565の3、565の6、566の2、566の4、570の3、570の4、570の12
	正ノ前	541の2、541の6から541の9まで、542の1、542の2、543の2、543の3、544の2、544の4、544の5、545の2、545の5、547の2、550の2、550の3
真野佐川町	上ノ田	535から541まで、541の1、542から548まで、548の1、549から561まで、561の1、562、562の1、563、564、565の1、565の2、566、567、568の1、568の2、569から573まで
	西ノ勝	574の1、574の2、575から584まで、584の1、585から589まで
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部については、変更後の区域に編入する。		

大津市告示第52号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり告示する。

平成24年3月23日

大津市長 越 直 美

- 住居表示を実施する区域
伊香立向在地町、伊香立下在地町及び真野佐川町のそれぞれの一部
- 住居表示を実施する期日
平成24年3月24日
- 住居表示の方法
街区方式
- 街区符号及び住居番号
街区符号

町の名称	街区符号
山百合の丘	1 から23まで

住居番号

省略し、関係書類を大津市役所市民部戸籍住民課住居表示整備係に備え置いて、縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

大津市選挙管理委員会告示第25号

平成11年選挙管理委員会告示第12号（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における投票区について）の一部を次のように改正し、平成24年3月24日から適用する。

平成24年3月23日

大津市選挙管理委員会
委員長 片 山 幸 男

大津市投票区画表第25区の項中「伊香立向在地町」を「山百合の丘、伊香立向在地町」に改める。